

生活保護『破壊』②

大阪市異常な行政の実態

「自治体が生活保護利用者から介護費1割分の自己負担を求める事例なんて、これまで聞いたことがない」。吉永純花園大学教授は驚きを隠しません。

通帳コピーを

大阪市で何があったのか。

浜まき代さんは、生野区の居宅介護支援事業所のケアマネジャーです。担当した70代女性に給付された福祉用具の1割分の費用を自己負担できるか否か確認するため、同区のケースワーカーが福祉用具専門相談員に対し、女性の通帳のコピーをとってくるように指示しました。

これを聞いた浜さんは人権侵害だとケースワーカーに抗議。女性の困窮ぶりを伝え、女性は負担を免れました。保護利用者が介護保険サ

ビスを使う場合、1割の自己負担に対して介護扶助費が給付されます。しかし、大阪市は保護利用者に、介護保険での福祉用具購入や住宅改修の自己負担を、違法に強いているのです。

大阪市によると、保護利用者が介護費の1割を負担した件数は2013年3月～11月で合計133件でした。

ケースワーカーが、ケアマネの選定した福祉用具より劣悪な機能のものにするよう指導し、申請を断念させた事例もあります。

西成区でケアマネをする竹内智子(さとこ)さんは12年12月、要介護2の独り暮らしの女性(当時77)のために木目調・脱臭・暖房便座機能つきのポータブルトイレを選びました。福祉用具専門相談員が同区役所に申請しようとしたところ、担当ケースワ

要強負担で介護利用

大阪市は生活保護利用者に介護保険による車いすなど福祉用具の購入に自己負担を違法に強いていました



ーカーが「多機能タイプは認められない。用が足せたらいいのでプラスチック製の安価なものにするように」と指導。便座の冷たさや尿の臭いなどを気にした女性は、申請を断念せざるを得ませんでした。

各区の担当者は「保護利用者に対しては『必要最低限の生活』を保障するとの観点から、必要最小限度の福祉用具を支給している」と口をそろえます。

誤り認めるが

吉永教授は生活保護法52条

1項と54条の2第4項に照らし、「命や健康に直接かわる介護扶助や医療扶助は、非保護利用者と同等の権利を保障しなければならない」と指摘。「保護利用者に劣位な扱いを持ち込むのは違法だ」と批判します。

大阪市は違法に支払させた133件について誤りだったと認める一方、行政処分の不服申立期間が60日間だとし、2カ月以前の分はさかのぼって返還しないとの一点張り。しかし、この問題をめぐっては、日本共産党の辰巳孝太郎参院議員が3月の予算委員会を取り上げ、田村憲久厚労相は法令違反だと認めています。

大阪市生活保護行政問題全国調査団の楠晋一弁護士は「介護扶助費を支給せず保護利用者に自己負担させることは、憲法25条が保障する『健康で文化的な最低限度の生活』を下回る生活を余儀なくさせるということだ」と強調。大阪市が違憲・違法で支払させた自己負担金は返還すべきだ訴えます。(つづく)